

平成24年8月20日

農村振興課技術管理班

施工箇所が点在する工事の間接費の積算について

1 概要

東日本大震災の復旧・復興事業の更なる施工確保対策のため、施工箇所が点在する複数の工事をまとめて発注する工事の間接費について、標準積算による積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じることが想定されることから、以下のとおり、当面の運用を定めた。

(1) 対象工事

東日本大震災の復旧・復興事業で点在する複数の工事箇所をまとめて発注する工事

(2) 適用月日

平成24年8月6日以降に公告または指名通知を行う案件から適用する

(3) 適用方法

点在する工事箇所間の距離が1箇所工事の範囲（負担法においては100m、暫定法においては150m）を超える工事については、工事箇所毎に共通仮設費、現場管理費を算出できるものとする。

(4) 運用

イ 平成24年8月6日以降当分の間、公告または指名通知を行う案件への対応

発注時には適用せず、現場説明書の追加資料として別紙1を設計図書に添付し、設計変更により対応することとする。

現場説明書（追加資料）

施工箇所が点在する工事の間接費の積算について

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため『施工箇所ごと（※）』に共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事に該当しますが、入札の際に使用する共通仮設費及び現場管理費は、平成24年8月6日以前の方法（標準積算）で積算しておりますので、契約後において、平成24年8月6日から適用の方法（施工箇所ごとに算出する方法）への設計変更を行うものとしします。

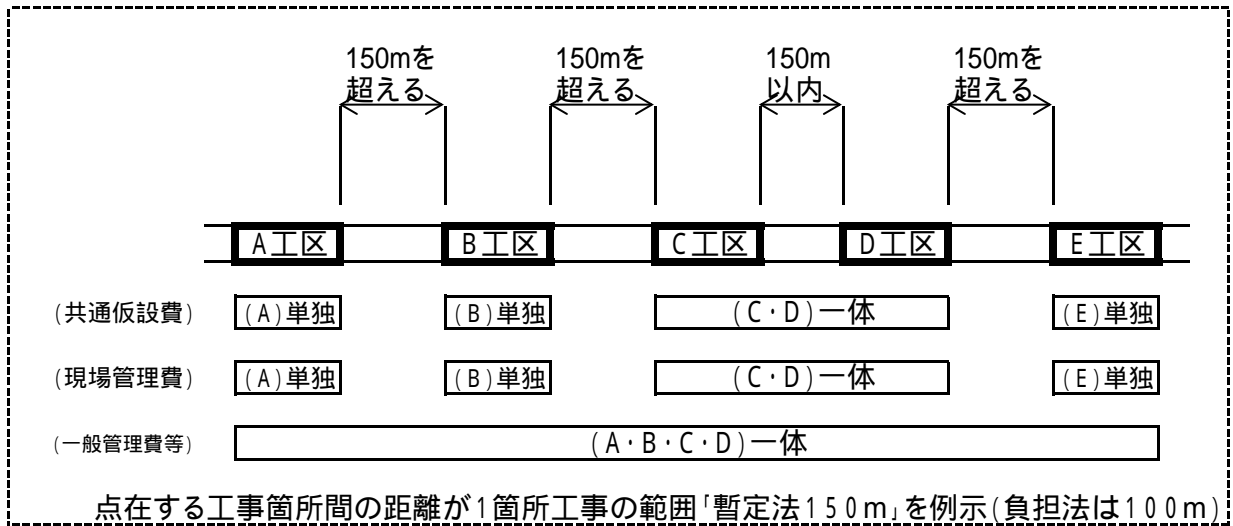
本工事における対象施工箇所は「〇〇地区（施工箇所〇〇）、△△地区（施工箇所△△）、□□地区（施工箇所□□）」とします。

※『施工箇所ごと』とは施工箇所間の直線距離が「負担法においては100m（農地海岸堤防）、暫定法においては150m（農地、農業用施設）」を超える場合をいいます。

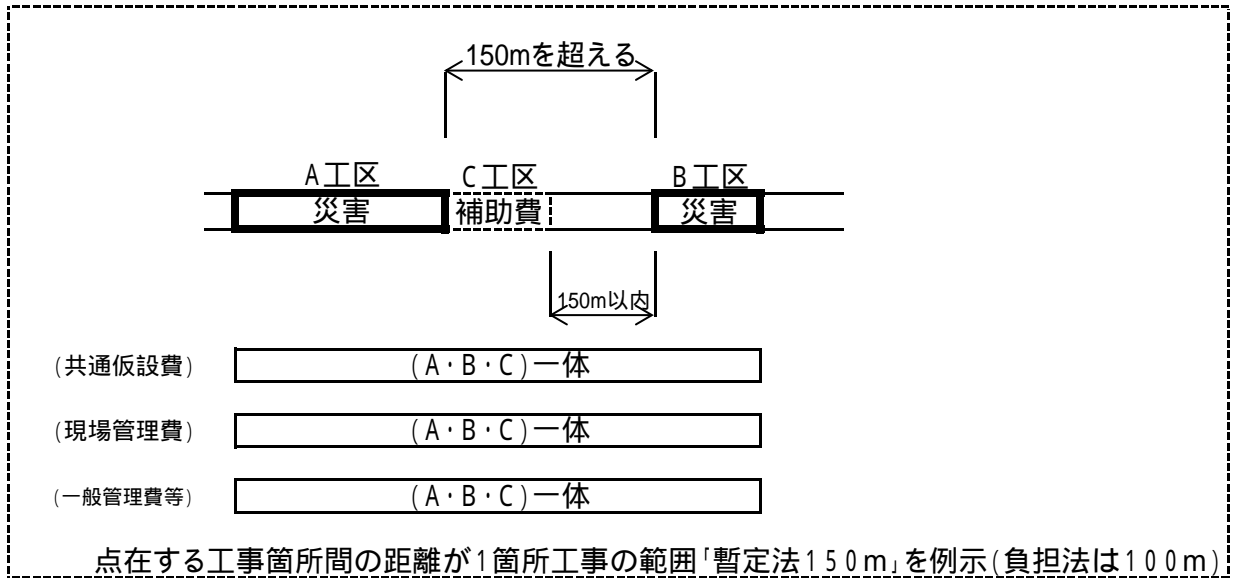
施工箇所が点在する工事の間接費の計算例

複数の工事箇所を一体で発注する場合

工事箇所間の距離(直線距離)が150mを超える場合は工事箇所ごとに共通仮設費・現場管理費を算出する。

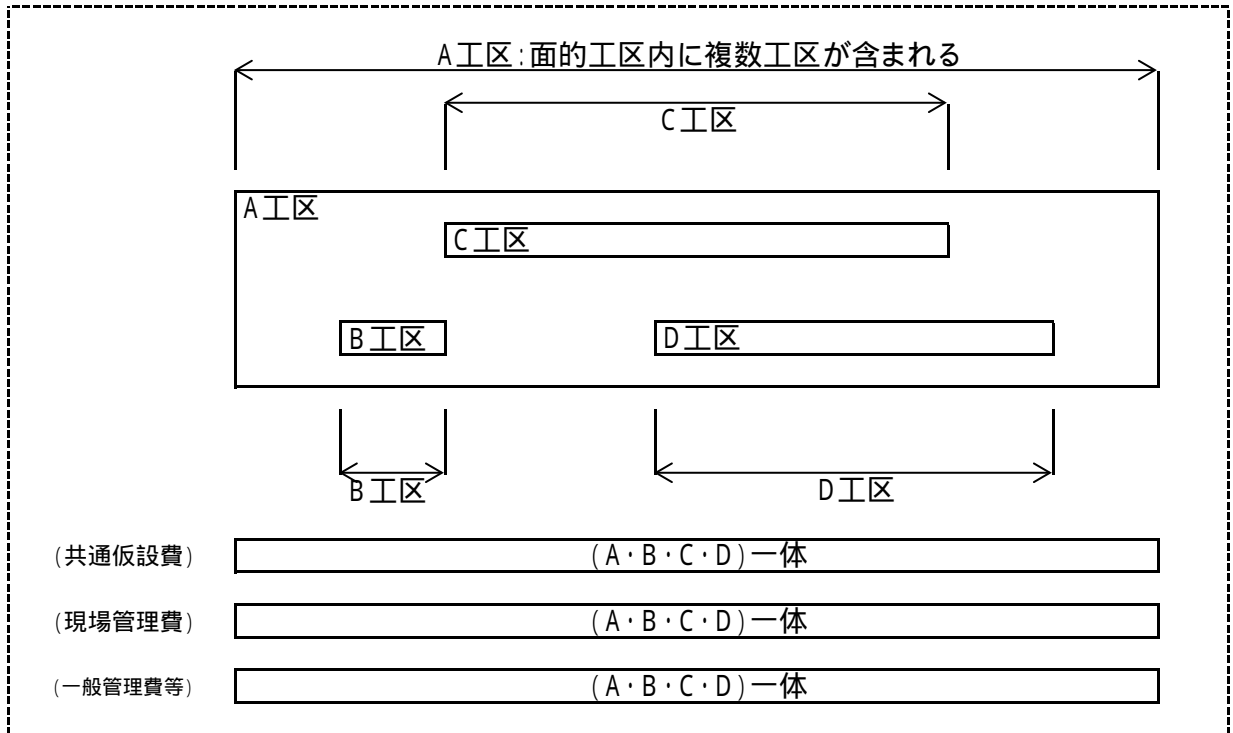


工事箇所端部での補助費による施工区域の合併等により工事箇所間の距離が150m以内となった場合標準積算のとおり、工事箇所全体(A工区+B工区+C工区)で共通仮設費・現場管理費を算出する。



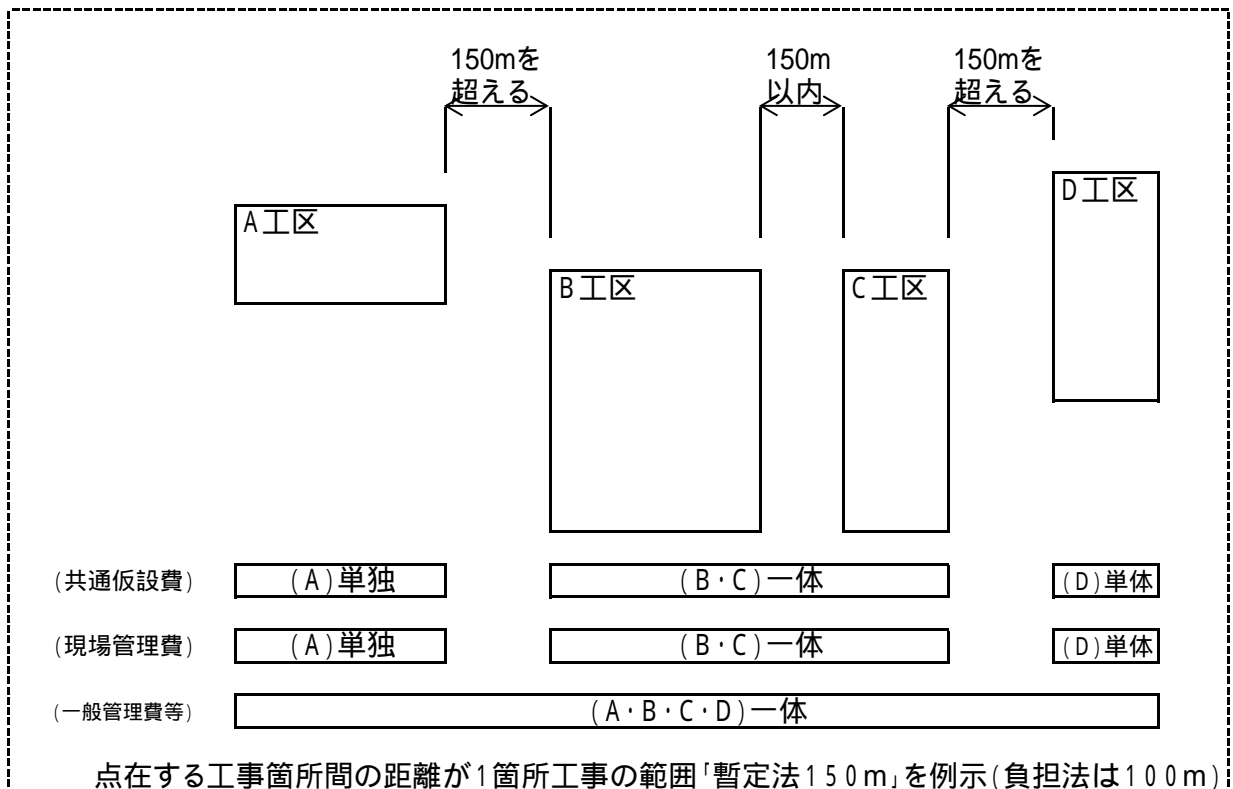
面的工事区域内で複数の工区合併等により発注する場合

標準積算のとおり、工事箇所全体(A工区 + B工区 + C工区 + D工区)で共通仮設費・現場管理費を算出する。



面的工事箇所を一体で発注する場合

工事箇所間の距離(直線距離)が150mを超える場合は工事箇所毎に共通仮設費・現場管理費を算出する。



面的工事箇所を路線工区と一体で発注する場合

標準積算のとおり、工事箇所全体(A工区 + B工区 + C工区)で共通仮設費・現場管理費を算出する。

